一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定

『救急蘇生法適任者』資格取得講習会

安全水泳法・水泳インストラクター・アクアフィットネスインストラクター等
有資格者更新研修会及び無資格者用救急蘇生法基本講習会
兼　文科省通達『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習会

開　催　要　項

日本スイミングクラブ協会関東支部
会　　長　　皆　川　俊　廣
安全水泳委員長　　若　林　清　隆

1）主　　催：一般社団法人日本スイミングクラブ協会
2）主　　管：一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会
3）管　　轄：日本スイミングクラブ協会関東支部安全水泳委員会
4）期　　日：平成２９年3月 21 日（火）・22 日（水）
5）会　　場：スウィン北本スイミングスクール
〒364-0005　埼玉県北本市本宿 1-1
（JR 高崎線　北本駅北口下車　徒歩５分）

6）対象及び受講料：

Ⅰ．救急蘇生法適任者講習会（資格取得者用）※2 日間の受講
受　講　料：12,960 円［検定料・教材費を含む］
参加者資格：義務教育修了者

Ⅱ．更新研修会（有資格者用）※1 日目のみの受講
受　講　料：9,072 円［教材費・更新証明書発行手数料を含む］
参加者資格：下記いずれかの資格の更新研修会として受講される方。
（この講習会で、下記資格を複数更新することができます）
〇安全水泳諸資格　〇水泳インストラクター資格
〇水泳教員資格　〇アクアダンスインストラクター資格
〇メディカルアクアフィットネスインストラクター資格
〇アクアフィットネスインストラクター資格

Ⅲ．救急蘇生法基本講習会（無資格者用）※1 日目のみの受講
受　講　料：7,992 円［教材費を含む］
参加者資格：義務教育修了者　※受講された方には修了証を発行します。
修了証の有効期限は４年（適任者資格を取れる期限）で、
その間２日目を受講し、試験に合格すれば救急蘇生法適任者
の資格が取得できます。

7）定　　員：22 名（更新講習会参加者含む）
8）申込締切：平成２９年３月７日（火）
9）申込方法：①FAX またはメールにて予約の上、申込用紙に必要事項を記入の上、
下記住所宛に申込締切日必着でお送り下さい。
②同時に下記口座へ参加料を振込み、銀行振込金領収書のコピーを添付して下さい。
③更新講習会参加者は資格の認定カードの写しが必要ですので、同封してお送り下さい。

10）送付先：

送付先	364-0005 埼玉県北本市本宿 1-1　スウィン北本スイミングスクール内 日本スイミングクラブ協会関東支部　埼玉事務局 安全水泳講習会　宛
振込先	銀行名：三菱東京ＵＦＪ銀行　神保町支店 口　座：普通預金　０５６２０３５ 口座名：日本ｽｲﾐﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ協会 関東支部会長 皆川 俊廣

11）その他 ： イ．お納め戴きました参加料は、理由を問わずご返金致しませんので予めご了承願います。
ロ．２名以上のご参加の場合は、申込書をコピーしてお使い下さい。
ハ．会場付近図等の詳しいご案内は、申込締切日以降に受講証と一緒にメールにてお送りします。

■注記１■　この講習会は文科省通達『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習を兼ねています。１日目（基本講習会）を受講しますと、『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習受講修了証を全員に発行します。監視員・救護員講習受講が目的の方は、Ⅲの救急蘇生法基本講習会にお申し込み下さい。

■注記２■　関東支部加盟（登録）クラブに所属し、協会に指導者登録をしている方が本講習会を受講する場合には、関東支部より受講料の一部として以下の助成金を支給いたします。１）助成金　①救急蘇生法適任者講習会　助成金額：８，０００円
②安全水泳法管理者講習会　助成金額：８，０００円
※「救急蘇生法基本講習会」及び「更新研修会」受講者には支給されません。
③助成金は、後日、以下に記載された指定口座に振り込みます。
２）条　件　①関東支部登録クラブに所属する指導者及びスタッフであること。　及び
②一般社団法人日本スイミングクラブ協会に「指導者登録」をしていること。
３）申　請　以下に必要事項を記載のうえ、必ず参加申込書に同封してお送りください。
なお、講習会参加申込時には「受講料」の定額をお振り込みください。

日本スイミングクラブ協会関東支部　殿

助成金支給申請書

貴協会「安全水泳法講習会」を受講するにあたり、助成金の支給を申請いたします。

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　指導者登録番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

受講講習会名：①救急蘇生法適任者講習会・②安全水泳法管理者資格取得講習会　（〇印）

助成金振込先：金融機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）支店

口　座　　普通・当座　　番　号（　　）

口座名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

プ ロ グ ラ ム

（定員 30 名）

第1日目：3月 21 日（火） 救急蘇生法基本講習会		第2日目：3月 22 日（水）	
９：００	受付・開講式	９：００	受付
９：１５ ～ １０：４５	プールにおける事故防止と安全対策・プールの監視業務 【基礎理論】 （1．5h）	９：１５ ～ １０：１５	【基礎理論テスト】
１０：４５ ～ １１：４５	遊泳用プールの衛生基準 【基礎理論】 （1．0h）	１０：１５ ～ １２：１５	救急蘇生（AED 使用法） 【実技実習】 （2．0h）
１１：４５ ～ １２：４５	昼　　食	１２：１５ ～ １３：１５	昼　　食
１２：４５ ～ １４：１５	応急手当と蘇生法 【基礎理論】 止血法・回復体位 （1．5h）	１３：１５ ～ １６：００	救急蘇生（AED 使用法） 【実技実習】 （3．0h） 【テスト】
１４：１５ ～ １５：１５	応急手当 【基礎理論】 （1．0h）		
１５：１５ ～ １７：００	救急蘇生（AED 使用法） 【実技実習】 （2．0h）	１６：００	閉 講 式
１７：００	閉講式（資格取得者以外の方）		

講師／検定員：石津　猛

注意：１．昼食は各時間内に済ませ、その後必ず歯を磨いてください。
　　２．都合により講師の変更がある場合があります。予めご了承ください。

《予約・お問い合わせ》協会事務局　Fax:050-3730-9422　E-Mail:info@sckanto.net まで

講師・検定員プロフィール

■石津　猛

略歴：登戸スイミングクラブ 25 年在籍後、1999 年 4 月に全国第 1 号となる NPO 法人の資格認証を得て、「NPO 法人　JAEA（ｼﾞｬｲｱ）」を創設し、理事長に就任。
「災害救援・救護活動」、「救命法の普及活動」「水難救護・救護員の養成活動」、「プール施設の安全管理普及活動」、「水泳支援活動」等に従事。

所持資格：㈶日本体育施設協会「水泳指導管理士」・日本赤十字社「水上安全法指導員」「救急法指導員」「幼児安全法指導員」・JAEA 認定「水上安全法講師」「救命法普及講師」等

「救急蘇生法適任者」資格取得講習会参加申込書

（及び　監視員・救護員講習会、有資格更新研修会　参加申込書）

一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会　殿　　平成２９年　　月　　日

【Ⅰ、資格取得講習】【Ⅱ、更新研修】【Ⅲ、基本講習　兼、監視員・救護員講習】

（参加する講習会、研修会に〇印をして下さい）

上記講習会（研修会）に参加申込いたします。

指導者登録番号								生年月日	
氏名								男・女	19　年　月　日（満　才）
現住所	〒　－ TEL：（　）　－　　E-Mail：　@								
所属クラブ名									
所属クラブ住所	〒　－ TEL：（　）　－　　E-Mail：　@								
更新資格名									
資格登録番号								有効期限	／

この個人情報は、当該講習会に関しての連絡以外には使用いたしません。

☆安全水泳法更新条件について…安全水泳法資格取得後、有効期限（4 年間）に 1 回以上救急蘇生法適任者講習会の第 1 日目又は、安全水泳委員会認定更新研修会を受講しなければなりません。
　この他に安全水泳法管理者（旧安全Ａ級資格）は、救急蘇生法適任者講習会の第２日目のアシスタントをすることが義務付けられています。ご希望の方はお早目にご連絡下さい。

☆更新できる資格
　安全水泳諸資格、水泳インストラクター、アクアフィットネスインストラクター、メディカルアクアフィットネスインストラクター、アクアダンスインストラクター、水泳教員。
　（※水泳教師の資格は更新対象となっておりませんので、ご注意ください。）
☆2次案内はメールにてお送りさせて頂きますので、当日は添付ファイルを印刷してお持ちください。アドレスはPDFを確認できるものをご記入ください。

※受講申込書には、①銀行振込領収書のコピー②資格認定カード又は認定証のコピーを必ず添付して下さい。
※クラブに所属されていない方は所属クラブ住所未記入で構いません。
※関東支部「安全水泳法講習会」受講助成金の給付を希望される方は、別紙**「助成金支給申請書」**を必要事項記載のうえ、必ず同封してご送付願います。

受付処理		受付番号	

平成２９年１月吉日

関東支部加盟クラブ　各　位

日本スイミングクラブ協会
関東支部
会　　長　　皆　川　俊　廣
安全水泳
委 員 長　　若　林　清　隆

助成金支給のご案内

謹　啓　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会の事業活動にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、関東支部では先の理事会において、一般社団法人日本スイミングクラブ協会が行っている「安全水泳法」の普及と、関東支部登録クラブの安全確保を目的として、安全水泳法講習会の受講者に、受講料の一部を助成しております。

対象となる安全水泳法の講習会

〇救急蘇生法適任者講習会　　〇安全水泳法管理者講習会

助成の条件

① 「関東支部加盟（登録）クラブ」に所属していること。
② 「指導者登録」をしていること。**（指導者登録は本年度より無料で行うことができます。本部事務局までご連絡下さい。）」**

２つの条件を満たすと・・・・

受講料 12,960 円⇒**受講者１名につき 8,000 円を関東支部より助成**

万が一、あなたの施設で事故が発生した時……

あなた（あなたのスタッフ）は、傷病者の命を救うことができるでしょうか？

新入社員が入社した際には、新人研修の一環として、また既存のスタッフにおかれましても、非常時に的確な対応が取れますよう、ひとりでも多くのスタッフが資格を取得し本制度をご利用頂けますれば幸いに存じます。

敬　具